

# 訪問看護ステーション にじいろ

## 訪問看護事業 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人あんず鍋島が開設する訪問看護ステーションにじいろ（以下「ステーション」という）が行なう訪問看護事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保する為に人員および運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従事者（以下「看護師等」という）が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認められた利用者に対し、適切な訪問看護を提供する事を目的とした。

### (運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援する。  
事業の実施にあたっては、相談支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称および所在地は、次の通りとする。  
(1) 名称 社会福祉法人あんず鍋島 訪問看護ステーション にじいろ  
(2) 所在地 佐賀県佐賀市鍋島町大字森田 583-1

### (職員の職種、員数、および職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、および職務内容は次の通りとする。  
(1) 管理者 看護師 1名  
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行なわれるように総括する。  
(2) 職員 看護師 5名（常勤職員3名、非常勤職員2名）  
訪問看護計画書および訪問看護報告書を作成し、訪問看護を担当する。

### (営業日および営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次の通りとする。  
(1) 営業日： 月曜日から土曜日までとする。  
(2) 営業時間： 午前8時30分から午後5時30分までとする。  
(3) 電話などにより、24時間常時連絡対応が可能な体制とする。

### (訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供は次の通りとする。  
(1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。  
(2) 利用希望者または家族から訪問看護ステーションにじいろに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるとして指導する。

第7条 主治医の指示に基づく診療の補助又は療養上の世話である訪問看護の活動内容は次の通りとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 精神的支援
- (3) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (4) 褥創の予防と処置
- (5) カテーテル等の管理
- (6) リハビリテーション
- (7) ターミナルケア
- (8) 食事及び排泄などの日常生活の世話
- (9) 服薬管理・援助
- (10) 療養生活指導
- (11) 家族等への介護指導
- (12) 医療や保健・福祉・介護との連携
- (13) 相談支援事業所・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・ヘルパーステーションとの連携
- (14) その他医師の指示による医療処置

### (実施地域)

第8条 佐賀市・多久市・神埼市・小城市・吉野ヶ里町の区域とする。

### (緊急時における対応方法)

第9条 緊急時の対応は以下のとおりとする

- (1) 看護師は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医と連携し、適切な処置を行う事とする。主治医に連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- (2) 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

### (秘密の保持と個人情報の取り扱い)

第10条 秘密保持と個人情報の取り扱いは以下の通りとする

- (1) 事業所は、利用者またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が定めた「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いの為にガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- (2) 事業所が得た利用者またはその家族の個人情報については、訪問看護サービスの提供以外の目的では利用しないものとする。
- (3) 外部への情報提供については利用者またはその家族の同意を予め書面にて得るものとする。

### (苦情申し立て)

第11条 事業所は、利用者またはその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため必要な措置を講ずるものとする。

### (虐待に関する事項)

第12条 虐待の対象者は高齢者、障害者、児童とする

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (3) 虐待防止のための指針の整備
- (4) 虐待防止のための定期的な委員会及び研修会の開催
- (5) 訪問看護サービスの提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを通報するものとする。

## (業務継続計画の策定)

第13条 業務計画策定について以下のとおりとする

- (1) 事業所は災害や感染の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする
- (2) 事業所は従業者に対して業務継続計画について周知徹底をするとともに必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- (3) 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## (感染予防)

第14条 感染症及び蔓延防止の対策は以下のとおりとする

- (1) 事業所は職員の清潔の保持及び健康管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生管理に努めるものとする。
- (2) 事業所は職員及び利用者とその家族の感染症予防及び蔓延しないように措置を講ずるものとする。
- (3) 感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的な委員会の開催を行う。また、その結果を職員に周知徹底を図る。
- (4) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (5) 事業所において職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。

## (健康保険法の訪問看護の利用料)

- 第15条 (1) 訪問看護を提供した場合、基本利用料は、医療保険各法に基づく本人負担分を徴収するものとする。
- (2) 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者やその家族に対し、その趣旨の理解を得る事とする。料金と自己負担額及びその他利用料（個人実費負担）は別添 利用料金表を参照とする。

## (その他運営についての留意事項)

- 第16条 (1) 訪問看護ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図る為、研究や研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
- (2) 職員は業務上知り得た秘密を保持する。
- (3) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人あんず鍋島と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

### 【運営規定】

平成28年	10月	1日	施行
平成30年	3月	10日	施行
平成30年	10月	23日	施行
平成30年	3月	1日	施行
平成31年	4月	1日	施行
令和3年	4月	1日	施行
令和4年	1月	1日	施行
令和4年	9月	15日	施行
令和4年	10月	18日	施行
令和5年	4月	8日	施行
令和6年	6月	1日	施行